

ち ぼ し ぼ ん
千葉市版

こ け ん り
子どもの権利



たいせつ じぶん
大切な自分

たいせつ
大切なあなた

じ た じんけん たいせつ あんしん せいかつ
自他の人権を大切に、みんなが安心して生活できる

こうどう
行動がとれるようになりましょう。

ち ぼ し きょういくいいんかい
千葉市教育委員会

はじめに

このリーフレットには、子どもが
安心して、自分らしく生きていくた
めに、大切な子どもの権利について書いてあります。



千葉市の子ども達は、私たち大人
の誇りです。一人一人が大切な宝物
です。大人は、みなさんが幸せに暮
らせるように、みなさんの権利を守っ

て、一人一人を大切に子どもにとって一番良いことを
考えます。すべての子ども達が、人としての親や大人
から大切にされ、愛情をもって育てられ、健やかに
成長するように応援していきます。





こどもには権利があります



すべての子どもには、生まれながらもっている

大切なものがあります。それは「権利」です。

子どもの権利とは、世界中のすべての子どもが、

心身ともに健康に、自分らしく育つための権利です。

そして、この子どもの権利の基本は、『子どもの権利条約』に

定められています。正式名称は「児童の権利に関する条約」。

『子どもの権利条約』は、「子どもにとって一番いいことは何

なのか」「みんなが幸せに生きていくために、大人はどうし

たらいいか」ということを、世界中の国の

人が集まって考えた条約です。

子どもの権利条約は、4つの原則に基づいて定められています。

- ・命を守られ成長できること
- ・子どもにとって最もよいこと
- ・意見を表明し参加できること
- ・差別の禁止

こ けんりじょうやく 子どもの権利条約はいつできたの？

😊 1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは国と国との間の約束です。この条約は、18歳未満の全ての子どもを対象としています。

😊 子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。日本は、1994年（平成6年）4月にこの条約に入りました。

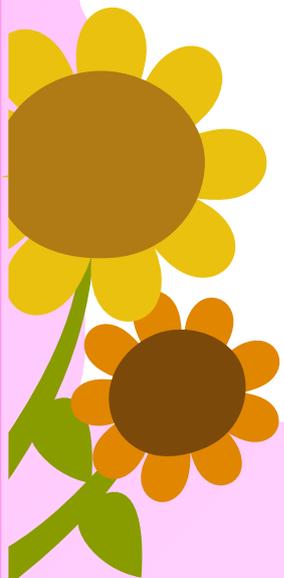
😊 世界には、貧困、飢え、戦争、虐待などのつらい状態におかれ苦しんでいる子どもがたくさんいます。この条約は、各国がこうした現実に目を向け、子どもたちの人権を尊重することを国と国とが約束しています。



1989年 国際連合



1994年 日本



こ けんりじょうやく 子どもの権利条約には

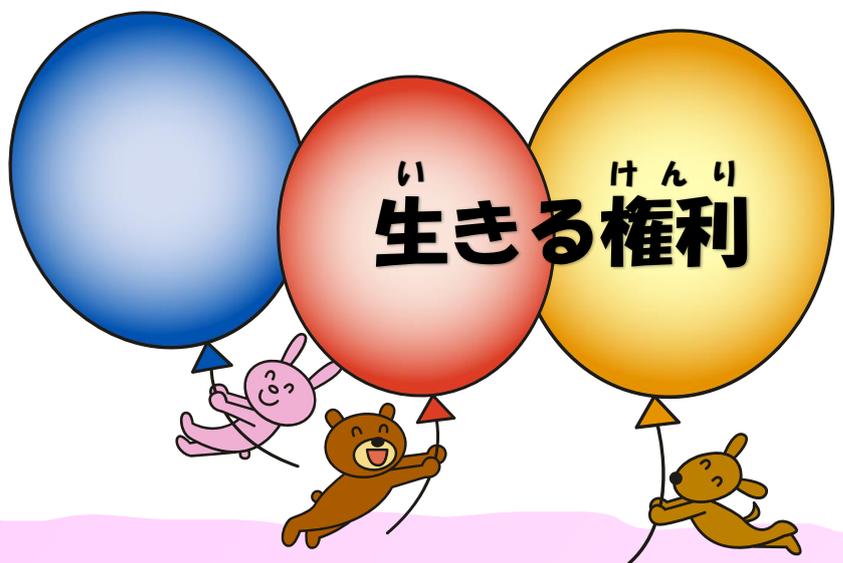
か どんなことが書いてあるの？

こ けんりじょうやく じょうぶん やくそく か
子どもの権利条約の条文は、54の約束が書かれています。
おお わ けんり
大きく分けて4つの権利にまとめています。



いのち まも あんぜん あんしん
○命が守られ、安全に安心
して暮らせること

びょうき とき びょういん
○病気の時に、病院などで
てあ う
手当てを受けることができること

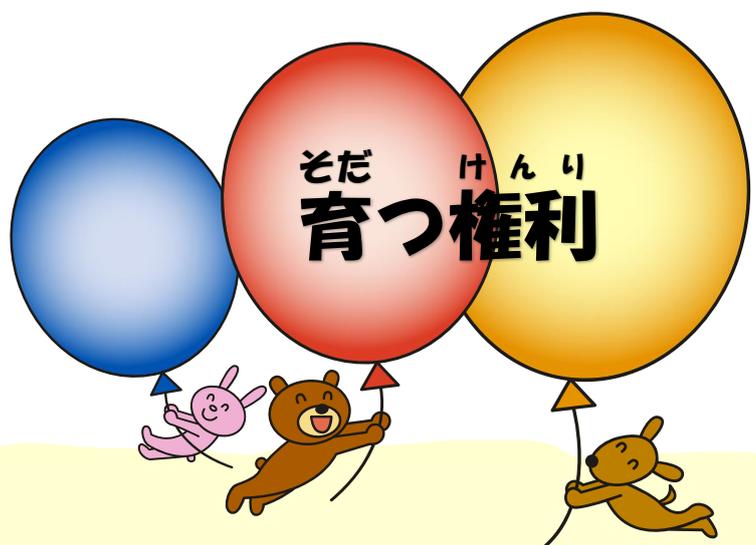


きょういく う
○教育を受けられること

あそ げいじゆつ
○遊び、スポーツ、芸術など
たの
を乐しめること

つか やす
○疲れたときに、休むことが
できること

しっぱい なんと やりなお
○失敗しても何度でもやり直
せること



ひとりひとり

○一人一人のちがいをみとめ、
ありのままの自分が大切に
されること

ぎゃくたい

たいばつ

へんけん

○虐待、いじめ、体罰、偏見、
差別などから守られること

さべつ

まもられる

○つらく困ったときには、安心
して相談できること

こま

あんしん

そうだん

○体や心が傷ついたとき、
回復するまで手当てをして
もらえること

からだ

こころ

きず

かいふく

てあ



じぶん いけん たいせつ う と
○自分の意見を大切に受け止
められること

はな あ き
○みんなで話し合って決める
こと

かんが かん じゆう
○考えや感じたことを自由に
ひょうげん
表現できること

なかま しゃかい かつどう さんか
○仲間と社会の活動に参加で
きること

しゃかい いちいん こ
○社会の一員として、子ども

たちば いけん い
の立場で意見を言えること

さんか けんり
参加する権利



こ けんり せかいじゅう こ
子どもの権利は、世界中の子どもたちみんなが、

おな たいせつ
同じくもっている大切なものなんだよ

みなさんが、このように生まれながらに
もっているあたりまえのものを「権利」と
いいます。

ひと けんり
人はみんな「権利」をもっています。

けんり じぶん とも
「権利」は自分だけでなく、あなたの友

だち けんり じぶん
達も「権利」をもっています。自分とお

なじように、ほかの人を思いやる気持ち

をわすれず、助け合ってください。

いのち
かけがえのない生命

たいせつ
～わたしも大切

たいせつ
あなたも大切～



つらいこと、いやなことをされたらどうする？

みなさんが、つらい^{おも}思いをしたり、いやなことをされたりしたときは、^{がまん}我慢しないで、

「いやだ」っていおう。

に逃げてもいいよ。

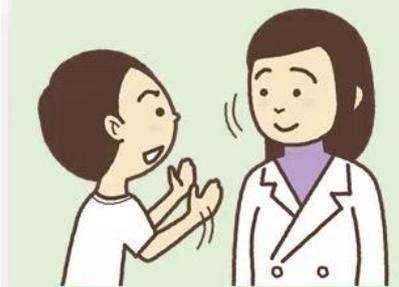
^{あんしん}**安心**できるおとなにお話^{はなし}（^{そうだん}**相談**）しましよ
う。

いやだと言^いっていいよ

に逃^にげていいよ

そうだん
相談してね

いやだ!



こ しょうかい
子どもの相談窓口を紹介するよ



こ どもにここにサポート

こ どもにここにサポートは、こ どものための相談先です。先生から体罰（暴力）を受けたり、傷つくことを言われること（先生や友達から性的ないやがらせ（さわられたりすること）を受けたり、いじめを受けたりして悩んでいませんか？

おも だれ はな
かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。こ どもにここにサポートは、でんわ てがみ そうだんは、電話だけでなく、手紙でも相談できます。

◆ヒミツは守るよ

◆どんなことも一緒に考えるよ

◆なまえは言わなくてもいいよ

◆料金はかかりません

でんわ てがみ そうだん
電話や手紙で相談できます 教育職員課（教育支援課）

でんわ
電話：043-245-3008（平日8:30~17:30）

た そうだん
その他の相談



そうだん
SNS相談@ちば

かようび もくようび にちようび
火曜日・木曜日・日曜日

じ じ
18時～22時



ちばしきょういくそうだん
千葉市教育相談

ダイヤル24

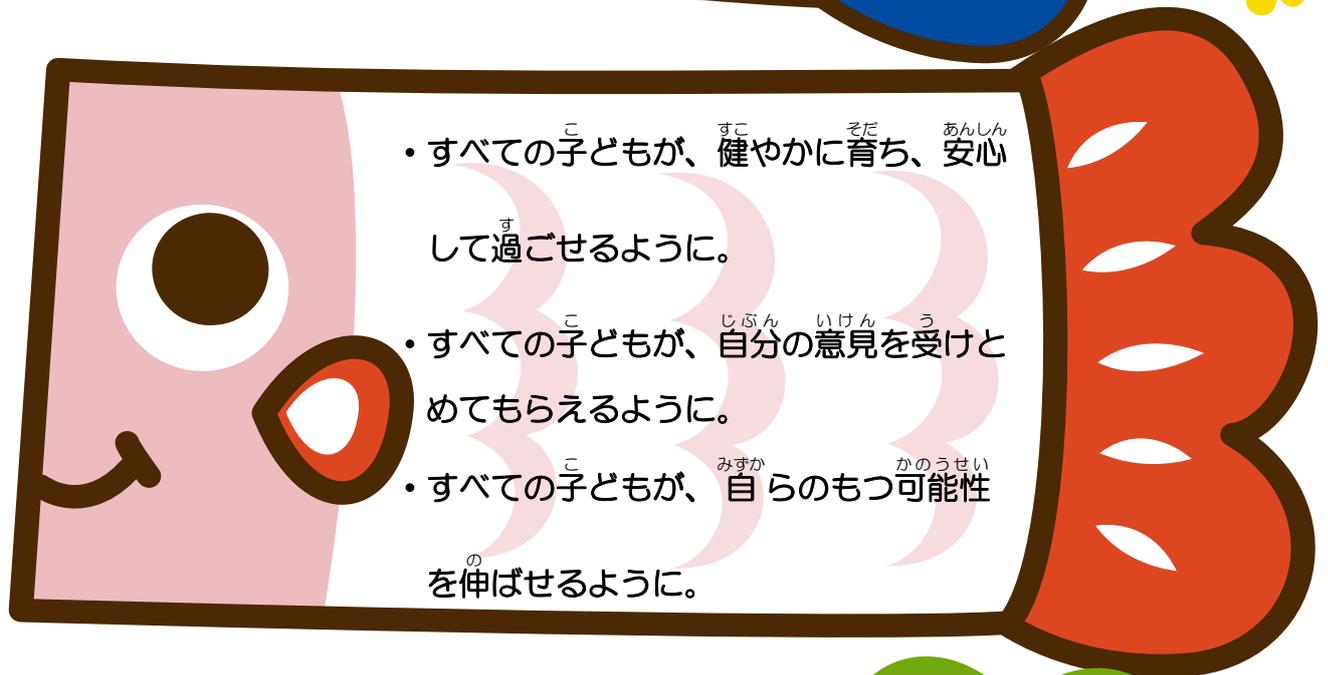
でんわ
電話：0120-101-830

たいおうじかん じかん きゅうじつ やかん
対応時間：24時間（休日・夜間も）

もし、あなたが^{なや}悩みを^{かかえ}抱えていたら、

その^{なや}悩みを^{そうだん}相談してみませんか？

すべての^こ子どもの^{しあわ}幸せを^{ねが}願って



- すべての子どもが、^{すこ}健やかに^{そだ}育ち、^{あんしん}安心して^す過ごせるように。
- すべての子どもが、^{じぶん}自分の^{いけん}意見を受けと^うめてもらえるように。
- すべての子どもが、^{みすか}自らの^{かのうせい}もつ可能性^のを伸ばせるように。

子どもの^{けんり}権利^{じょうやく}条約を^{べんきょう}勉強して、^{じぶん}自分のもつ^{けんり}権利を^{りかい}理解できました

か。すべての子どもは、いのちを^{たいせつ}大切にされ、^{おや}親や^{おとな}大人に^{あい}愛されなが

ら、^{すこ}健やかに^{そだ}育ち^い生きることができます。

こ けんりじょうやく じょうぶん 子どもの権利条約 (条文)

だい じょう 第1条

『子どもの^{ていぎ}定義』

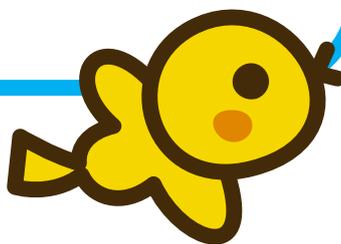
18歳^{さい}になっていない人^{ひと}を子ども^ことします



だい じょう 第3条

『子どもの^{さいぜん りえき}最善の利益を』

子ども^こに関係^{かんけい}のあることを行^{おこな}うときには、子ども^こにもっともよいことは何か^{なに}を第一^{だいいち}に考^{かんが}えなければなりません



じょうやく じょう な せかいじゅう こ けんこう
条約は、54条から成り、世界中のすべての子どもたちが健康で、
しあわ い
幸せに生きていくことをめざすものとなっています。

『差別の禁止』

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

だい じょう 第2条



だい じょう 第6条

『生きる権利・育つ権利』

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



『健康・医療への権利』

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

だい じょう 第24条



い けんり
生きる権利

だい じょう
第28条

『きょういく う けんり
教育を受ける権利』

こどもはきょういく う けんり をもっています。くに

は、すべてのこどもがしょうがっこう に行けるようにしな

ければなりません。さらにう え がっこう すす

きには、みんなにそのチャンスがあた

ばなりません。がっこう のきまりは、こ ども の せんげん

まも 守られるというかんが かと

はなりません。



だい じょう
第31条

『やす あそ けんり
休み、遊ぶ権利』

こどもは、やす り、あそ り、ぶんかげいじゆつかつどう

さんか けんり をもっています。

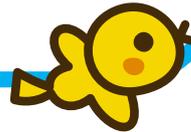


そだ けんり
育つ権利

『^{ぼうりょく}暴力^{ほご}などからの保護』

おや ^{ほごしゃ}親（保護者）が子どもを^{そだ}育てている間、^{あいだ}どんなか
たちであれ、子どもが^{ぼうりょく}暴力を^ふふるわれたり、^{ふとう}不当
な^{あつか}扱いなどを^う受けたりすることがないように、^{くに}国
は^こ子どもを^{まも}守らなければなりません。

だい ^{じょう}第19条



だい ^{じょう}第23条

『^{しょう}障がいのある子ども』

^{こころ}心やからだに^{しょう}障がいがある子どもは、^{そんげん}尊厳が^{まも}守ら
れ、^{じりつ}自立し、^{しゃかい}社会に^{さんか}参加しながら^{せいかつ}生活できるよう、
^{きょういく}教育や^{くんれん}訓練、^{ほけん}保健サービスなどを^う受ける^{けんり}権利をも
っています



『^{けいざいてきさくしゆ}経済的搾取・^{ゆうがい}有害な^{ろうどう}労働からの^{ほご}保護』

^こ子どもは、^{はたら}むりやり働かされたり、そのために
^{きょういく}教育を^う受けられなくなったり、^{こころ}心やからだによく
ない^{しごと}仕事をさせられたりしないように^{まも}守られる^{けんり}権利
をもっています。

だい ^{じょう}第32条



まも ^{けんり}守られる権利

いけん あらわ けんり
『意見を表す権利』

こどもは、自分に**関係**のあることについて**自由**に
自分の**意見**を表す**権利**をもっています。その**意見**
は、子どもの**発達**に**応**じて、**じゅうぶん****考慮**されな
ければなりません。

だい じょう
第12条



ひょうげん じゆう
『表現の自由』

こどもは、**自由**な方法でいろいろな**情報**や**考え**を
伝える権利、**知る**権利をもっています。

だい じょう
第13条



だい じょう じょう
第15条・16条

けっしゃ しゅうかい じゆう
『結社・集会の自由』

こどもは、ほかの**ひと**びとと**いっしょ**に**団体**をつくったり、
集会をおこなったりする**権利**をもっています。

めいよ まも
『プライバシー・名誉は守られる』

こどもは、**自分**や**家族**、**住**んでいるところ、**電話**や
手紙などの**プライバシー**が**守**られます。また、**他人**か
ら誇りを**傷**つけられない**権利**をもっています。

さんか けんり
参加する権利